日高市社会福祉大会会長表彰等内規

　（趣旨）

第１条　この内規は、社会福祉法人日高市社会福祉協議会（以下「協議会」とい　　う。）が、日高市社会福祉大会において、社会福祉事業功労者等に対し、協議会　会長（以下「会長」という。）が顕彰することに関し、必要な事項を定めること　を目的とする。

　（表彰等の方法）

第２条　表彰等は、次の区分によって、会長の表彰状、又は感謝状を贈呈してこれ　を行う。

　(1) 次条第１号から第９号までの該当者に対しては表彰状

　(2) 次条第１０号の該当者に対しては感謝状

２　表彰状または感謝状の贈呈にあたっては、記念品を併せて贈るものとする。

　（表彰等の対象）

第３条　表彰等の対象は、次のとおりとする。

　(1) 民生委員・児童委員

　(2) 市内社会福祉事業施設役員等及び職員並びに社会福祉団体関係者

　(3) 協議会役員等（会長、副会長、理事、監事、評議員）

　(4) 保護司

　(5) ボランティア活動推進者及び団体

　(6) 優良地区（支部）協議会

　(7) 自立更生世帯

　(8) 自立更生心身障がい者等（心身障がい者、優良介護者）

　(9) 社会福祉活動共助者及び団体

 (10)協議会職員

　（表彰等の範囲及び資格）

第４条　表彰等の範囲及び資格基準は、次のとおりとする。ただし、すでに会長の　表彰（他の分野で表彰を受けたものを含む。）を受けたものは除くものとする。

　(1) 民生委員・児童委員

　　　民生委員・児童委員の在職期間が11年以上（在職期間が中断されている場合　　は、その期間を除き通算するものとする。）で、功績顕著な者。

　　　ただし、特に功績抜群と認められるものについては、在職期間の条件を９年　　以上に緩和することができる。

　(2) 市内の社会福祉事業施設役員等及び職員並びに社会福祉団体関係者。

　　　現に施設・団体の役員等又は職員であって、その在職期間が13年以上（在職　　期間が中断されている場合は、その期間を除き通算するものとする。）で、功　　績顕著な者。

ただし、特に功績抜群と認められるものについては、在職期間の条件を10年以上に緩和することができる。

　(3) 協議会役員等

　　　現に協議会の役員等であって、その在職期間が２年以上で、功績顕著な者。　　　ただし、常務理事については、在職期間３年以上で功績顕著な者とする。

　(4) 保護司

　　　現に保護司であって、その在職期間が10年以上で、特に社会福祉活動に積極　　的に協力し、その功績顕著な者。

　(5) ボランティア活動推進者及び団体

　　　地域福祉に関するボランティア活動グループの指導者及び団体であって、５　　年以上にわたり協議会事業との提携協力活動を推進し、功績顕著なもの。

　(6) 優良支部（地区）協議会

　　　住民組織としての活動が優秀で、他地区の模範に足ると認められる支部（地 区）協議会。

　(7) 自立更生世帯

　　　生活福祉資金（生業費）の貸付を受け、民生委員の継続的な指導のもとに障　　がいや困難を克服し、現在完全に更生したと認められる世帯。

　(8) 自立更生心身障がい者等（心身障がい者、優良介護者）

　　ア　更生心身障がい者

　　　身体上の障がいを克服してあらゆる困難に打ち勝ち、立派に自立更生した心　　　身障がい者であり、他の模範であると認められる者。

　　イ　優良介護者

　　　在宅重度障がい者（概ね身体障害者手帳１・２級の者及び療育手帳・Ａの　　　者等）への介護の期間が８年以上であり、かつ、次の要件のいずれかを満た　　　し、その介護が、他の模範である者。

　　①　介護に当たり、居宅及び用具の改善を図るなど介護を容易にするための配　　　慮をし、又は施設通所など積極的にリハビリテーションに配慮していること。

　　②　介護のかたわら、心のふれあいを求めて組織されているグループに積極的　　　に参加して、仲間との交流を行っていること。

 (9)社会福祉活動共助者及び団体

　　　一般住民又は団体等で、社会福祉活動に積極的に協力し、その功績が顕著で　　あり、他の模範であると認められるもの。

　　①　寄付の場合は、１年間に個人は５０万円以上、団体等は１００万円以上で　　　功績顕著なもの。（継続的寄付の場合、個人は５年間で５０万円以上、団体　　　等は３年間で１００万円以上）

　　②　労力・技術等提供サービスの場合は、継続期間が概ね５年以上のとき。

　　③　授産施設（事業）に対する仕事の提供の場合は、概ね継続期間が10年以上　　　のとき。

 (10) 現に協議会の職員であって、その在職期間が15年以上で、功績顕著な者。

　　　　ただし、特に功績抜群と認められるものについては、在職期間の条件を13　　　年に緩和することができる。

　（受賞候補者の推薦）

第５条　市内各団体代表者・ボランティアグループ代表者等は、前条第１号から第　10号までの規定に該当するものがあるときは、それぞれの推薦書を作成し、会長　に提出するものとする。

２ 民生委員・児童委員及び保護司については、市長においても推薦することがで　きる

３　協議会の職員に係る候補者については、会長が推薦するものとする。

　（表彰等の選定）

第６条　この内規に基づく表彰等を受けるものの選定は、会長が行う。

　　　附　則

　この内規は、平成３年１１月８日から施行する。

　　　附　則

　この内規は、平成１３年１１月１８日から施行する。

 附　則

 この内規は、平成１９年１１月２０日から施行する。